

陽南地区

I 協議体の概要

名 称	陽南地区支え合い委員会		
設置年月日	令和2年11月18日	開催頻度	3回/年(全体会) 12回/年(常任理事会)
構成団体(◎:事務局)			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	○ 健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○	その他(自主防災会, 婦人防火クラブ)
設置方式			
○ 新規設置	既存会議活用()		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無		有 ・ 無	
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 5月	勉強会(参加者:単位自治会長, 民生委員, 福祉協力員) → 地域支え合いの仕組みづくりについて, 共通理解を図った。		
平成31年 3月	勉強会(参加者:自治会連合会, 地区社協, 民児協, その他有志住民) → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体の概要について共通理解を図り, 今後の地域福祉の課題について検討を行った。		
令和 元年11月	関係者会議(メンバー:地区社協, 民児協, 老人クラブ, 単位自治会長, 民生委員, 福祉協力員, 市社協, 包括) → 市内の第2層協議体の取組状況について情報共有し, 協議体設置に向けた進め方について検討を行った。		
令和 2年10月	まちづくり協議会推進委員会 → 第2層協議体の設置について合意形成を図った。		
〃	第2層協議体設置準備会議 → 第2層協議体会則案, 組織体制, 名称等について検討を行った。		
11月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容(協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について		・ 地域で取り組んでいる9つの福祉サービス事業について, 現状と問題点・課題等を整理	
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)		・ 災害時要援護者名簿及び安心・安全情報キットの更新 ・ サロンを開設している自治会の代表者間の情報共有を目的としたサロン連絡会の開催(毎年開催予定)	
その他		・ 第2層協議体(支え合い委員会)の会報第1号(地域福祉サービス事業の紹介)の発行及び会員への配布	

II 取組事例

【「地域ぐるみ」で話し合う仕組みづくりの構築】

内容： 協議体の構成団体を常任団体と関係団体に分け、テーマごとに参加団体を加えながら、地域ぐるみで情報共有、課題の検討を行う組織体制とした。情報共有にあたっては、「地域福祉事業調査票」を活用し、テーマの優先順位や情報の整理を行っている。

【陽南地区ささえあい委員会の推進体制】

協議テーマ	テーマの優先順位					
	災害時 要援護者 支援制度	ふれあい・ いきいき サロン事業	ひとり暮らし高 齢者ふれあい 会食事業	安心・安全 情報キット 配付事業	あったか集 い・ふれあ い訪問事業	高齢者 愛の訪問 事業
構成団体名						
まちづくり協議会	○	○	○	○	○	○
連合自治会	○	○	○	○	○	○
社会福祉協議会	○	◎	○	○	○	○
民生委員児童委員協議会	○	○	◎	○	◎	○
福祉協力員連絡会	○	○	◎	○	○	◎
老人クラブ連合会	△			△		
健康づくり推進委員会		△				
自主防災会	◎			△		
婦人防火クラブ	△					
その他①()						
その他②()						
その他③()						
地域包括支援センター	○	○	○	○	○	○

※ ◎印は事業の実施又は代表団体。○印は協力団体。△印は関係団体。

【地域福祉事業調査票】

各地域団体の活動内容や課題について「見える化」を行い、情報共有、解決方法の検討を行う。

検討内容（想定）

- ・ コロナ禍におけるサロン活動のあり方
- ・ 見守り活動における民生委員と自治会の連携方法 など

効果（検討中の場合は、期待する効果）

団体の垣根を超えて、地域ぐるみで各団体が行う事業の共通認識や、課題の解決に向けた連携方法などの検討を行うことができた。また、地域で取り組んでいる福祉サービス事業の検証を行うことにより、高齢者の生活支援に繋がる検討を行うことができた。

#

III 協議体を設置して、良かったこと

自治会はもとより、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉協力員会等の地域団体間で情報共有や高齢福祉に係る議論を行うことにより協力・連携体制が整った。

IV 今後の方向性

地域の高齢者への支え合いに関する意向調査（アンケート）を実施し、その結果を踏まえて今後の取組の検討を行う。

陽南地区支え合い委員会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、地域包括ケア第2層協議体の名称を陽南地区支え合い委員会（以下、委員会という）とし、事務所を陽南地域コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、陽南地区の高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、行政をはじめ医療や介護などの関係組織と連携して、地域住民による支え合い活動の更なる充実を図るため委員会を設置する。

(組織)

第3条 本会は、次に掲げる地域団体及び関係組織の代表者によって構成する。

(1) 地域団体

- | | |
|------------------|-------------|
| ア まちづくり推進協議会 | 【必要に応じて参加】 |
| イ 連合自治会 | キ 老人クラブ連合会 |
| ウ 社会福祉協議会 | ク 健康づくり推進員会 |
| エ 民生委員児童委員協議会 | ケ 自主防災会 |
| オ 福祉協力員連絡会 | コ 婦人防火クラブ |
| カ 地域包括支援センターようなん | ※ウ・エ・オは重複あり |

(2) 関係組織（オブザーバー）

- ア 宇都宮市高齢福祉課地域包括ケア推進室
- イ 宇都宮市南市民活動センター
- ウ 宇都宮市社会福祉協議会地域福祉課

(本会の業務)

第4条 本会は、宇都宮市が目指す地域包括ケアシステムの主旨に賛同し、地域住民が主体的に活動する介護予防や生活支援などに繋がる様々な福祉サービスを効果的に推進するため、定期的に会合を持ち次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 区内内の高齢者に関する現状の把握とその情報を共有する。
- (2) 地域住民が主体となって高齢者の生活を支える地域における体制づくりを行う。
- (3) 地域内における高齢者に関する生活支援のニーズを把握する。
- (4) 上記の課題解決のため、協議・連携してその方策を検討し取り組む。
- (5) その他、必要に応じた事業を行う。

(役員)

第5条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|-----|--------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 会計 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 | (5) 監事 | 1名 |
| (3) 常任理事 | 若干名 | | |

2 役員は、地域団体の構成員及び事務局員（事務局長及び同次長）をもって充て、任期は所属する団体の任期とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を執行及び総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代理する。

3 会計は、本会の会計事務を処理する。

4 常任理事は、会務の運営と案件を審議する。

5 会計は、本会の経理を掌る。

6 監事は、本会の会計事務を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、全体会及び常任理事会とする。

(全体会)

第8条 全体会は、第3条に掲げる者で構成し、会長が招集する。開催は概ね4半期に1度程度とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りでない。

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、第3条(1)の常任理事と第5条2に掲げる事務局員で構成し、概ね月1回開催し委員会の活動に関する意見交換、課題の洗い出し検討及び全体会に付議する事項を話し合う。ただし、必要に応じて他の委員の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 委員会に事務局を置き、会長が事務局長1名及び事務局次長1名を指名する。

(経費)

第11条 本会の経費は、市の委託費及びその他をもってこれに充てる。

(補則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、常任理事会の承認を得て、会長が別に定める。

付則 この会則は、令和2年11月18日から施行する。